

令和6年5月12日

公認スポーツ指導者未会員各位

研修会参加料値上げならびに会費減額について

茨城県スポーツ指導者協議会

会長 鈴木孝子

公認スポーツ指導者のみなさまにおかれましては、日頃より本県スポーツ活動の発展にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、茨城県スポーツ指導者協議会は、公認スポーツ指導者制度が制定された翌年の昭和54年3月に発足し、以来、スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図るべく指導者研修会の運営と会報誌の発行、県内6支部での各種研修会活動や支部だよりの発行等を行ってまいりました。

現在は、学校運動部活動の地域化に際し、茨城県教育委員会より「茨城県地域クラブ活動人材バンク」への登録啓蒙活動をはじめ、新たな機能強化が求められています。各種目の競技団体でもこうした変化に対応すべく、さまざまな取り組みが行われていますが、種目の枠を越えて、指導者同士が共に話し合い、それぞれの事業が抱えている課題や問題点を共有する場がなかなか見いだせないのが現状です。

こうした状況の中で、本協議会は各支部（県北、水戸、中央、鹿行、県南、県西）での活動をさらに活性化させ、種目を越えた指導者同士の交流（協議会）を促進するための方策を模索しています。同じ茨城県内でも地区によって抱えている課題や問題が異なっており、草の根的に一つひとつの問題の解決にむけた取り組みが求められています。

ところが、県内に5,400名ほどいる公認スポーツ指導者のうち、本協議会会員は2,000名(37%)（令和6年3月15日現在）に留まっています。どの団体も同様かと思いますが、役員の高齢化も進み、これまでのようなボランティア精神だけでは活動を推進することができない状況に陥っています。各種研修会は各支部の役員を中心に運営されていますが、役員の負担を軽減するためには、情報を一元管理したりオンライン会議を導入したりする必要がありますが、現状の財源では恒久的にそうしたシステムを導入することが困難です。

非常に残念なことではありますが、「公認スポーツ指導者になっても本協議会の会員にならなくてもよい」との噂が広がっています。その一つの原因に4年間に1回だけ研修会を受講する場合の費用負担を考えた時に、会員は5,000円で未会員は3,000円でよいという状況が考えられます。そこで、茨城県スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会に問い合わせたところ、他県では参加料を4,000円にしているところもあり、それぞれの県の事情により設定を変更してもよいとの回答を得ました。そこで、研修会参加料を3,000円から4,000円に引き上げることといたしました。

さらに本協議会としては、会員をさらに増やし、安定した財源規模を増強させたいことから、諸経費を抑える努力を続けながら、今年度に限り試行的に会費を4,000円から3,000円（いずれも4年分）に引き下げ、未会員の方に参加料と同額で会員登録を行えるよう設定しました。正式な会費の改定には規約の改正が伴うことから、今年度の様子をみながら来年度以降の会費について検討してまいります。どうかご理解とご協力をお願いいたします。